

(規)第50号

平成18年11月20日

項目コード	L 0 8 0 3
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成48年11月19日
担当係	管制運用システム係

本部各部課長

殿

各警察署長

三重県警察本部長

広域交通管制要領の制定について（例規通達）

対号「広域交通管制要領」の制定について

（例規通達・昭和45年10月8日（指）

第47号）

広域交通管制要領については、広域にわたる交通情勢を正確・迅速に把握し、所要の措置を講じ、諸般の情勢に対処するため、対号例規通達に基づき実施してきたところであるが、近年の自動車交通の急激な増加と広域化の傾向は、特に著しいものがあり、その内容が実態にそぐわなくなったので、全面的な見直しを行い、このたび「広域交通管制要領」を別添のとおり制定したので効果的な運用に努められたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

別添

## 広域交通管制要領

### 1 目的

この要領は、広域にわたり影響を与える交通障害等の発生に際し、交通情報の収集・提供及び通報連絡等の必要な事項を定めることにより、適切な広域交通管理を実施することを目的とする。

### 2 交通情報の種別

交通情報の種別は、次の3種類とする。

#### (1) 交通障害情報

自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限（以下「交通障害」という。）に関する情報（道路使用情報を除く。）をいう。

#### (2) 道路使用情報

道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路使用（以下「道路使用」という。）に関する情報をいう。

#### (3) 交通渋滞情報

車両の過度集中、道路工事、事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね毎時20キロメートル以下になっている状態（以下「交通渋滞」という。）に関する情報をいう。

### 3 対象道路

交通情報の収集を行うべき対象道路は、高速自動車国道、自動車専用道路及び他府県にまたがる一般国道とする。

### 4 交通情報の収集

(1) 交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、三重県交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）の交通管制システムを活用するほか、道路管理者、日本道路交通情報センター（以下「交通情報センター」という。）等との連携を密にし、広域的な交通情報の収集に努めるものとする。

(2) 高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、管轄区域内の対象道路の交通情報の収集に努めるものとする。

### 5 交通情報の報告及び通報

(1) 警察署長等は、収集した対象道路の交通情報が別表1又は別表2の交通情報報告・通報基準に該当すると認めるときは、交通規制課長を経て警察本部長に報告するとともに関係警察署長等に通報するものとする。

(2) 報告及び通報事項は次のとおりとし、交通情報報告・通報表（別記様式）により、原則としてファックスで交通規制課、交通管制センター及び関係警察署に対し送付するものとする。

なお、必要に応じて現場付近の略図等を添付するものとする。

ア 交通情報の種別及び通報連絡区分

イ 発生（使用）日時

ウ 発生（予想）場所

エ 交通規制の状況

オ 原因及び内容

カ う回路

キ 交通障害等解消の見通し

ク 協力要請事項

ケ 交通渋滞状況

コ 初動措置状況

サ 参考事項等

## 6 警察庁等への通報連絡

交通規制課長は、前記3の対象道路において、交通障害若しくは交通渋滞（以下「交通障害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合及び道路使用が行われる場合は、「広域交通管制要領の制定について」（平成4年9月25日付け警察庁丙規発第36号、警察庁丙都交発第39号）に定める広域交通管制要領に従い、警察庁、中部管区警察局及び関係府県警察に通報するものとする。

## 7 交通障害等の解消措置

- (1) 交通規制課長は、交通障害等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要により管制エリア内の信号機を操作するなど交通管制システムを活用し、交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講じなければならない。
- (2) 警察署長等は、交通障害等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに警察官を派遣し、通行の禁止又は制限、う回誘導、現場広報等交通の安全と円滑を図るための必要な措置を講じなければならない。
- (3) 交通規制課長、警察署長等は、道路管理者との連携を密にするとともに、交通情報センター、報道機関等に対し、交通情報を積極的に提供するものとする。

別表 1

## 高速道路等における交通情報報告・通報基準

報告・通報 区分 交通情報別	A	B	C
交通障害情報	<p>24時間を越える本線通行禁止（分離区間の片側通行禁止を含む。以下同じ。）が予想される場合            災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合            災害対策基本法に基づき、市町長が警戒区域を設定し、又は解除した場合</p>	<p>3時間を越え、24時間以内の本線通行禁止が予想される場合            7日以上車線規制を実施する場合</p>	<p>1時間を越え、3時間以内の本線通行禁止が予想される場合            6時間以上6日以内の車線規制を実施する場合</p>
道路使用情報	<p>7日以上の本線通行禁止を必要とする場合（時間規制を含む。）</p>	<p>6日以内の本線通行禁止を必要とする場合（時間規制を含む。）            対面通行又は片側交互通行を必要とする場合            6時間以上の車線規制を7日以上実施する場合            道路使用の区間が2以上の府県にわたる場合</p>	<p>6時間以上の車線規制を1日以上6日以内実施する場合</p>
交通渋滞情報	<p>B又はC及びその他の渋滞で、渋滞の原因又は形態が特異なもので、社会的に大きな反響が予想される場合</p>	<p>30kmを超える渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合</p>	<p>20km以上30km以内の渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合</p>

別表2

## 一般国道における交通情報報告・通報基準

報告・通報 区分 交通情報別	A	B	C
交通障害情報	<p>3日以上全面通行禁止が続くことが予想される場合            災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合            災害対策基本法に基づき、市町長が警戒区域を設定し、又は解除した場合</p>	<p>6時間を越え、3日間以内の全面通行禁止が続くことが予想される場合</p>	<p>2時間を越え、6時間以内の全面通行禁止が予想される場合            通常、冬期間に積雪等がない道路において、積雪等のため、1時間以内の通行禁止が行われた場合</p>
道路使用情報	<p>B又はC及びその他の道路使用許可で、社会的に大きな反響が予想される場合</p>	<p>6時間を越え、全面通行禁止を伴う工事等が行われる場合            3日間を超える車線規制又は交互通行が行われる場合</p>	<p>30分以上6時間以内の全面通行禁止が行われる場合</p>
交通渋滞情報	<p>B又はC及びその他の渋滞で、渋滞の原因又は形態が特異なもので、社会的に大きな反響が予想される場合</p>	<p>30kmを超える渋滞長が1時間以上継続し、又は継続することが予想される場合</p>	<p>10kmを超え、30km以内の渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合</p>

別記様式

項目コード	L 0 8 0 3
保存期間	1 年 未 満
廃棄年月日	平成 年 月 日
担 当 者	管制運用システム係

交通情報報告・通報表

警察署（隊）

交通情報		日・時	平成 年 月 日		発信者
			午前・午後	時 分	受信者
1	情報の種別・区分	交通障害 道路使用 交通渋滞・区分			A B C
2	発生（使用）日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分	
3	発生（予想）場所等	場所 ----- 路線名 ----- 区間			
4	交通規制の状況	通行止（全面 上り 下り） 車線規制（上り 下り 走行車線 追越車線） その他（ ）			
5	原因・内容等				
6	う 回 路	有 無	路線名 線		
7	障害等解消見通し	平成 年 月 日	午前・午後	時 分	ころ
8	協力要請事項				
9	交通渋滞状況	交通障害に伴う交通渋滞長 道路使用に伴う交通渋滞長			
10	初動措置状況				
11	参考事項等				
交通管制センター		措 置 状 況			
		発生手配関係			
		情報提供関係			

（注）1 解消（解除）したときは、速やかに報告すること。

2 欄は、交通管制センターが記入すること。